

報告日：令和4年3月4日

令和3年度「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書

表紙（概要）

1. 法人名等

法人名	学校法人 和光学園
法人代表者	理事長 小森 陽一
担当部署	和光大学 企画室
お問合せ先	044-988-1433/kikaku@wako.ac.jp

2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
I. 自律性の確保	遵守	1-1	①「遵守」
II. 公共性の確保	未遵守	2-1	③「遵守不十分」
		2-2	①「遵守」
III. 信頼性・ 透明性の確保	未遵守	3-1	③「遵守不十分」
		3-2	①「遵守」
		3-3	①「遵守」
IV. 継続性の確保	未遵守	4-1	③「遵守不十分」
		4-2	①「遵守」

3. 遵守状況の確認フロー図

○担当部署：遵守状況の点検、報告書の作成 ↓ 具申 ○常務理事会：遵守状況及び報告書内容の検討並びに確認 ↓ 具申 ○理事会：遵守状況の確認及び決定 ↓ 報告 ○評議員会及び監事 ↓ 公表及び報告 ○ステークホルダー（公表） ○私大連盟（報告）
--

「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

1. 各「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」

遵守原則 1-1 教育研究目的の明確化、理解の獲得

遵守状況	①「遵守」
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>2017年度に策定した「和光学園第八期発展計画」、2019年度に策定した「和光学園中期計画」及び事業年度毎に策定した事業計画について、関係性を持たせながら実施している。各校園においては、事業年度毎に事業計画を見直しながら取り組んでおり、常務理事会、理事会及び評議員会において内容を確認している。</p> <p>以上を踏まえ、「日本私立大学連盟 私立大学ガバナンス・コード（第1版）」（以下、「私大連コード」）に定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。</p>

基本原則「2. 公共性の確保」

遵守原則 2-1 有益な人材の育成

遵守状況	③「遵守不十分」
遵守原則の遵守方法に係る説明	2022年度中の遵守を目指し、学内で取り組みを進めていく。

遵守原則 2-2 社会への貢献

遵守状況	①「遵守」
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>「私大連コード」に定められた方策等に基づき当該原則を遵守しており、特筆すべき点として以下を挙げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2016年度に地域連携研究センターを開設し、多様な社会連携・社会貢献活動の情報共有・相互連携、学内資源の有効活用について取り組み、発展させていく体制を整備している。 ・ 社会・地域との連携を支援する仕組みとして、地域連携研究センターにおいて「社会連携研究プロジェクト」及び「地域応援プロジェクト」等の事業を行い、地域と連携・協働したさまざまな取り組みを行っている。 ・ 公開講座として、大学開放フォーラムが所管する「オープン・カレッジばいであ」や地域連携講座等各種イベントがある。 ・ 教員、学生、地域住民がともに地域の課題を考え、課題解決に向けた提案等を行う「地域デザイン」や「タウンマネジメント」等の授業を共通教養科目として開設し、全学的な取り組みを展開している。 ・ 「町田市と大学との包括連携協定」をはじめとして「ネットワーク多摩（公益社団法人 学術・文化・産業ネットワーク多摩）」「さがまちコンソーシアム（相模原・町田大学地域コンソーシアム）」「麻生区・6大学公学協働ネットワーク」「西武信用金庫との包括連携協定」等の協定を結び、各機関と情報共有に努めている。また、図書・情報館においても、図書の協力貸出に関する協定を締結するなど、町田市及び川崎市との間で協力体制を構築している。

基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

遵守原則3-1 法令の遵守、社会貢献

遵守状況	③「遵守不十分」
遵守原則の遵守方法に係る説明	監事監査等を例年実施しているが、監事監査規程が未策定であり「私大連コード」を遵守しているとは言いえない。2021年度から、監事と相談の上、遵守を目指し検討を開始したところである。

遵守原則3-2 理事会による執行、監督機能の実質化、不正防止制度整備

遵守状況	①「遵守」
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>「私大連コード」に定められた方策等に基づき当該原則を遵守しており、特筆すべき点として以下を挙げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校法人のガバナンス強化の中で理事会、監事及び評議員会において私立学校法改正等重要法令変更等の際に研修会を実施している。 ・監事及び外部監査人とともに学園に生じる可能性があるリスクを議論し、確認しているところである。 ・権限及び分掌の明確化については今後深化させる必要があると認識しており、引き続き取り組みを進めていく。 ・教職員等が情報開示内容に関し、真摯な疑念を伝えることができるよう「学校法人和光学園公益通報に関する規程」を制定している。

遵守原則3-3 積極的な情報公開

遵守状況	①「遵守」
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>「私大連コード」に定められた方策等に基づき当該原則を遵守しており、特筆すべき点として以下を挙げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・和光大学は、大学ホームページにおいて、開示すべき情報を毎年度掲載し、公正かつ透明性の高い情報公開に留意している。公開している情報は、幅広いステークホルダーの理解が得られるよう平易な言葉で説明している。また、アクセシビリティ及びユーザビリティ向上を図るため、大学ホームページのTOPページから容易にアクセスができるよう留意している。 ・和光学園は、「学校法人和光学園情報公開規程」を策定し、事業計画、事業報告、財務等情報公開データを取りまとめた上で開示している。 ・評議員会などで外部からの意見聴取及び内容の反映を行う体制としているが、対外的な取り組みについては今後なお積極的に取り組んでいく必要がある。引き続き取り組みを進めていく。

基本原則「4. 継続性の確保」

遵守原則 4-1 大学運営に係る諸制度の実質化、自律的な大学運営

遵守状況	③「遵守不十分」
遵守原則の遵守方法に係る説明	現在のところ、政策立案者及び執行者の明確な区分けがされておらず、常務理事及び理事の業務責任並びに権限の明確化に至っていない。 また、理事会等において、全ての理事が意見を述べることが保障されていることは言うまでもないが、適切な意思疎通の体制、IT等を活用した政策の執行状況を早期に把握する仕組みはできていないため、2022年度中の遵守を目指し、学内で検討を進めていく。

遵守原則 4-2 財政基盤の安定化、経営基盤の強化

遵守状況	①「遵守」
遵守原則の遵守方法に係る説明	「私大連コード」に定められた方策等に基づき当該原則を遵守しており、特筆すべき点として以下を挙げる。 ・用途を定めない一般寄付金も募集しているが、施設設備の維持・拡充のためのキャンパス整備資金や、成績優秀者や経済的に困難な学生などへの奨学金制度充実のための資金といった目的を明確化した寄付金の募集に注力している。 ・リスクを考慮した「和光学園資産運用規程」、「和光大学奨学金基金運用規程」を整備しており、規程を遵守するだけでなく常務理事会において運用方針を整えている。

2. 追加事項

--